

日時：2022年1月16日（日）AM10：00～12：00  
 場所：市役所202，203会議室

司会：総務 溝口役職長

1. 会長挨拶

あけましておめでとうございます。今年も何卒よろしくお願ひ致します。早いもので、任期もあと数ヶ月になりました。本日の第9回役員会は主として、2022年度役員会への引継ぎ課題および2月に開催致します新役員説明会の手順の確認となります。緊急事態宣言が出ますと自治会活動も自粛となり、今日は、その事も話し合っていきたいです。また、2021年度の活動を総括して、しっかりと2022年度役員会へ引き継いで参りたいと思います。

2. 審議事項

(1) 2022年度役員立候補応募の報告（総務）

締め切りまでに立候補の応募はありませんでした。

**【審議結果】** (1)は出席役員の賛同挙手をもって確認承認されました。

(2) 新役員説明会の案内状と当日の進め方（総務）

本役員会開催後、オミクロン株感染が急拡大したことから本審議事項については現在（1月20日時点）以下内容で再調整中です。詳しくはホームページを参照下さい。加えて実開催の調整については後記（7）緊急事態宣言下での2021年度後期の自治会活動の進め方（会長）も参照下さい。

— 以下 再調整中事項 —

- ・新役員説明会は1月30日（日）に前倒し開催する予定でしたが、オミクロン株感染拡大に鑑み1月30日（日）開催は延期です。
- ・細かい引継ぎ（新旧役員引継ぎ）についても3月20日開催予定していましたが未定になりました（3/20は当初4月17日午後に予定していた日程の開催予定の前倒し分です）

(3) 2022年度役員会への引継ぎ課題（全体、各役職）

本日の以下審議を経て加筆・修正した2022年度の引継ぎ課題原稿は次回（2月20日）の第10回役員会で最終審議し、議案書内の「2021年度報告事項」となります。2月13日（日）までに溝口総務役職長まで提出して下さい。

	各審議事項	説明者	その他
1	次年度（2022年度）自治会への引継ぎ課題	会長	添付【別紙1】参照
2	【環境】引継ぎ課題	砂畠役職長	本【回覧】ではページ枚数の都合上、2～9については添付していません。
3	【防災・防犯】引継ぎ課題	天野役職長	
4	【夏祭り】引継ぎ課題	二瓶役職長	
5	【地域支援】引継ぎ課題	田村役職長	
6	【広報】引継ぎ課題	田中役職長	
7	【会計】引継ぎ課題	鈴江役職長	
8	【総務】引継ぎ課題	溝口役職長	
9	【ブロック活動】	会長	

**【審議結果】(3)は出席役員の賛同挙手をもって承認されました。**

※以下、体表的な質疑内容

(会長) 番号1:「次年度(2022年度)自治会への引継ぎ課題」については自治会全体に関わる問題・課題を取上げています。1年という役員任期を前提に優先して取組む課題と、それとは別に単年度では難しく長期な取組みが必要な課題(会員減少課題・自治会役員の負担軽減等)の中から6項目に絞り込み、次年度に引き継いで行きたいと思いをします。

(総務・会長)番号8:「【総務】引継ぎ課題」にある「引継ぎカード」は、自治会会員構成の重要情報であるものの、その維持の仕組みに相当の負荷が掛かっています。そこで役員負担軽減を優先しシステム化を専門家をお願いしました。システム要件では「個人情報」に該当する情報は極力削ぎ落とし、自治会運営に必要な最低限情報で保守できるように見直しを進めています。次年度へ「すっきりした形」で引き継いで行きます。

(会長)まとめて頂いた各役職課題を拝見すると、その知見の深さに驚くばかりです。2月13日が提出〆切りですが、それまでに役員相互で情報交換頂き最終稿として溝口役職長に提出頂くようお願いします。

#### (4) 総会議案書作成要領について(総務)

まず、「総会議案書 作成要領(案)」にある「作業責任者」が、議案書部位を作成することになります。各役職長は前ページ審議事項「(3)2022年度役員会への引継ぎ課題(全体、各役職)」での審議も参照頂き原稿作成、データを溝口総務役職長まで提出して下さい。

(締め切り日2月13日)

尚、可能な限りメール添付にて送付をお願いします。

・Word作成メール添付送付でも構いません。

・USBで提出される方はできるだけフォルダのトップに原稿を置いて下さい。

現段階で、2月13日提出〆受け最終的に3月20日目標で「議案書」を最終確定したいと考えていますので、よろしくご協力下さい。

**【審議結果】(4)は出席役員の賛同挙手をもって承認されました。**

(会長)議案書をまとめる総務作業は本当に大変ですので、是非、各役職におかれては〆切りを守って頂くようお願いします。

#### (5) 2020年度書面総会で出された質問について(その2)(会長)

2020年度書面総会で出された質問について、先月(1~5承認済み)と今月の2回の役員会に分けて、2021年度役員会としての見解を【別紙3】で示します。【別紙3】の内容に加筆修正もしくは代替意見があればお願いします。

**【審議結果】(5)は出席役員の賛同挙手をもって承認されました。**

#### (6) フレーシエルきよみ野管理組合と「震災時災害協定同意書」の締結の件(会長)

自治会機能として最も重要な機能は「災害時の対応」です。きよみ野西自治会としては

自主防災防犯組織を組織して「災害時の対応」に備えております。しかしながら、戸建て住宅と住環境が異なるフレッシュルキよみ野の「災害時の対応」は管理組合との協力が不可欠となります。そこでフレッシュルキよみ野の管理組合ときよみ野西自治会との間で「震災時災害協定同意書」を締結して相互に協力し合って「災害時の対応」を図ることが必要です。

【別紙2】に「震災時災害協定同意書」を示します。なお、「震災時災害協定同意書」の締結につきましては、きよみ野西自治会 2022 年度総会で第4号議案として上程し承認を受けて締結したいと考えております。

**【審議結果】(6)は出席役員の賛同挙手をもって承認されました。**

(会長) 災害が発生し「きよみ野西地区」で災害対応となると前述のとおりフレッシュルキよみ野管理組合と協力が必須です。この点に異議のある方はいないと思います。そこで、まずは両者間で協力関係を構築する上で、上記協定書締結手続きをフレッシュルキよみ野管理組合長と調整しながら進めています。

#### (7) 緊急事態宣言下での2021年度後期の自治会活動の進め方(会長)

緊急事態宣言が埼玉県に発令された場合の自治会活動の進め方について、以下の通り提案致します。更にオミクロン株の感染力を考慮すると、緊急事態宣言が発令される前でも感染拡大が著しくなる可能性があります。この場合でも会長判断で会合等を避けるべきとなった場合、以下に準じた対応内容を整理連絡することとします。

- ① 緊急事態宣言下で自治会の3密状態が避けられない会議等の会合およびイベントは、全て自粛致します。また、蔓延防止等重点措置その期間の役員会は、必要に応じて書面役員会とします。
- ② 総会は、ワクチン接種会場の都合で紙ベースの書面総会とします。
- ③ 緊急事態宣言下で「新役員説明会」および「役職別引継ぎ会」の実開催が困難なときは2022年度の役員体制を決めることができません。規約第3章役員、第14条(任期)第3項「役員は、辞任、又は任期満了に際して、後任者が就任するまでの間、その任務を執行しなければならない。」により2022年度体制決定までは2021年度体制で自治会運営致します。
- ④ 2021年度書面総会の審議事項「2022年度の役員の承認、及びその職務分担の件」については緊急事態宣言が解除されて→「新役員説明会」→「役職別引継ぎ会」を開催し、2022年度役員体制となり、書面議決の手続きを経て2022年度の新役員執行体制がスタートします。

**【審議結果】(7)は出席役員の賛同挙手をもって承認されました。**

### 3. 報告事項

#### (1) 会長

- ① 1月9日に会長・天野防災防犯役職長・田村ブロック長の3名で、フレッシュキよみ野管理組合の理事会を訪問し「災害時安否確認カード」の全戸配布をお願いしてきました。
- ②フレッシュキよみ野の自治会の加入率が36%と低下しており、このまま推移しますとフレッシュキよみ野における自治会活動が著しく困難になります。8月にフレッシュキよみ野自治会会員の皆様に、自治会に対する要望調査を実施させて頂きました。要望調査の分析資料に基づき、1月29日フレッシュキよみ野自治会員の皆様にお集まりいただき「今後の在り方について」ミーティングを開催致します。フレッシュキよみ野のブロック長・班長は是非ともご参加下さい。(延期となりました)
- ③第8回役員会で片山総務副役職長より、ご提案がありましたグループワーク報告書を取りまとめ本日役員の皆様に配布致します。この報告書の内容を広く自治会員に知って頂くためにホームページに公開すると共に各戸に回覧致します。また、本報告書を2022年度への引継ぎ資料として2022年度の自治会活動に生かして頂ければと思います。

#### (2) 各役職からの報告

##### (会計)

- ・ブロック長の方、ブロック活動助成金の請求及び会計報告書の提出が1月末までです。
- ・環境の方、ブロック清掃活動対策費の精算報告書の期限が1月末までです。
- ・各役職長への仮払金を今月末で1度精算します。取りに伺うこともできますので、よろしく準備をお願いします。

##### (防災防犯)

- ・1月の夜間パトロールは、感染状況を顧みて中止しました。2月以降も夜間パトロールを予定しておりますが、感染状況を考慮しながら実施するかを決めていきます。中止の場合には事前にご連絡いたします。

##### (監事)

- ・前年度よりの引継ぎ課題の繰越金の問題が皆様の協議、ご協力により解決しました。ありがとうございました。

### 4. その他

#### (会長・総務)

- ・1月29日フレッシュキよみ野自治会員皆様にお集まり頂きますが2022年度の班編成は現行のままとなります。見直しは2022年度中に検討頂き2023年度で実施とする方向で次年度役員体制に引き継いでまいります。

#### (総務)

- ・手元資料にある「2022年度きよみ野西自治会役員名簿(ブロック別)(案)」の「分担役職」縦列欄の見方は、そのブロック内で担当頂く役職範囲を示す案です。各班に既に役職を決めた案ではありませんのでご注意ください。

#### (会長)

- ・「防災防犯」「環境」は全ブロックに必ず1名配置という基本的考え方です。また新役員の会長、副会長、総務役職長は、私どものほうで推薦させていただく予定です。

#### (他：防災倉庫・フラワーセンターの備品収納現状について)

- ・2丁目、3丁目の防災倉庫の中ですが何がどこにあるかわからない。夏祭りの物も沢山入っている。引継ぎ課題で構わないが「棚管理の実施」や「不用品廃棄」が必要。

- ・(総務) 破棄については個人情報が入っている場合があるので、該当した場合は「特別処理(溶解等)」を実施する。恐らく有料処理となると思われますが次年度に引き継ぎます。
- ・(会計) 会計の場合、過去5年分は必要ですが5年分の資料を自宅保管は不可能なため防災倉庫に一部保管頂いています。やはり保管年数を決め、期限外は「特別処理(溶解等)」実施を次年度に引継ぎたいと思います。
- ・(総務) 議案書の財産目録(備品一覧)を見ていて疑問に思う備品もある。処分方向性を決めたほうが良い。
- ・次回の第10回役員会は2月20日(日)10時~12時(市役所)です。参加メンバーは主として役職長とブロック長と指名された役員です。ただし、埼玉県に緊急事態宣言が発表された場合等、開催困難と判断した場合は連絡します。

以上

## 【別紙 1】

### 【次年度（2022年度）自治会への引継ぎ課題】

自治会全体としての課題は次の通りです。課題としては単年度では解決が困難な課題もありますが継続的なご検討を宜しくお願い致します。

#### 1. 自治会運営へのホームページの有効活用の推進

きよみ野西自治会ホームページを活用し自治会運営の効率化高度化を図って下さい。とくに、ホームページ運用規定を遵守するように努めてください。なお、各コンテンツの管理画面の操作をご担当する方はPC操作が手馴れた方を人選ください。

#### 2. ブロック活動に対するバックアップ

ブロック活動は自治会活動の最もベースとなる活動です。各ブロックにお任せではなく自治会役員会として活動の活性化に関与してください。各ブロックの代表者（ブロック長、環境役職長、みどりの委員）にお集まりいただき意見交換会を開催し現状の各ブロックの抱える課題解決に自治会としてバックアップして下さい。

#### 3. 会員減少課題・自治会役員の負担軽減

単年度の短い任期で解決の図れる課題ではないので、これらの課題に関しては毎期常に役員会は運動論として取り組み、各役職で自治会役員の負担軽減につながる新しい改善策に常にチャレンジしてください。

#### 4. きよみ野地区地域支え合い会議を通じてきよみ野地区の助け合いの仕組みづくり

「きよみ野地区地域助け合い会議」の一員として、行政・社会福祉協議会・地域包括センター・民生委員と協力して西自治会としてきよみ野地区の地域コミュニティを支える関係構築に協力して下さい。

#### 5. フレーシエルきよみ野管理組合と「震災時災害協定同意書」の締結

自治会機能として最も重要な機能は「災害時の対応」です。きよみ野西自治会としては自主防災防犯組織を組織して「災害時の対応」に備えております。しかしながら、戸建て住宅と住環境が異なるフレーシエルきよみ野の「災害時の対応」は管理組合との協力が不可欠となります。そこでフレーシエルきよみ野の管理組合ときよみ野西自治会との間で「震災時災害協定同意書」を締結して相互に協力し合って「災害時の対応」を図って下さい。

#### 6. 2021年度役員会のグループワーク報告書「テーマ：これからのきよみ野西自治会のあり方」を2022年度役員会で取り上げて今後の自治会活動に生かして下さい。

ホームページに公開しております2021年度役員会のグループワーク報告書「テーマ：これからのきよみ野西自治会のあり方」を引継ぎ資料とさせていただきます。

## 【別紙 2】

### 震災時災害協定同意書

吉川市きよみ野西自治会（以下、甲という）とフレーシエルきよみ野管理組合（以下、乙という）との間で以下の内容を同意する。

1. 本災害協定同意書の目的：

吉川市域に震度 5 強以上の地震が発生した場合の人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 協力要請：

甲および乙は本同意書の目的を達成するため、相互に協力を要請し、この同意書の内容に従って可能な限り協力を努めるものとする。

3. 協力内容：

- (1) 家族・近隣住民の安全確認と要救護者措置
- (2) 人命救助＝家屋の破損・倒壊した場合の要救護者有無の確認と救護措置
- (3) 火災発生の有無の確認と初期消火等の応急的措置
- (4) 災害時避難行動要支援者の避難支援

4. 経費の負担：

災害時の対応に掛る費用が生じた際にはその都度協議の上、甲および乙が負担する。

5. 協議：

本同意書に記されていないことで疑義が生じた場合はその都度甲および乙は誠意をもって協議により解決する。

6. 契約有効期間

双方の合意を以て本震災時災害協定同意書は解約される。

以上

2022年 月 日

(甲) 埼玉県吉川市きよみ野 2-13-2  
吉川市きよみ野西自治会  
自治会長 印

(乙) 埼玉県吉川市きよみ野 2-14 フレーシエルきよみ野 4-102  
フレーシエルきよみ野管理組合  
理事長 印

2020年度きよみ野西自治会書面総会におけるご意見に対する  
2021年度役員会としての見解（その2）

6. (2020 年度意見)

予算案について、繰越金が相当あるので自治会費は徴収しなくても良いと思う。

(2021 役員会見解)

自治会における繰越金は西自治会の貴重な資産です。2021年度の引継ぎ課題に自治会資産をどのようにすべきかの課題が挙げられており7月の役員会にて繰越金の内から一定額を通常会計とは別枠で災害対策基金として積み立てることと致しました。基金の創設に当たっては自治会規約第9章、第32条に資産構成に基金を加筆することと、会計処理に関する細則に基金の取り崩しに規定が必要となるために第19回総会で承認を受けます。

7. (2020 年度意見)

総会4項について、総会をしなければならない重要事項について役員会で承認することに反対です。そもそもそういう事態になったときに50名集えないのではないのでしょうか？書面総会で対応することで代替えできないのでしょうか？

(2021 役員会見解)

この規定はそもそも書面総会もできない程の想定外の天災、疫病等重大且つ緊急をようする事態が発生した場合のために設けた規定です。前年度のように書面総会で対処できる場合には規定を発動することはありません。

8. (2020 年度意見)

第2号議案1-13 自治会運営のデジタル化とは具体的にどの役職が担当するのでしょうか？デジタル化推進費として予算も計上されているようですが、備考欄に記載がないので何に使用するのかがわかりません。

(2021 役員会見解)

2021年度はこの課題を最優先課題として捉え、デジタルツールとしてかなり普及しているスマートフォンを活用した誰でも手軽に自治会に関する最新情報を入手できるホームページを開発しました。これをベースに会員減少の歯止めおよび役員の負担軽減を図る利用方法を種々試行します。

9. (2020 年度意見)

第3号議案1-②役員名簿において、監事2名に役職長、副役職長という記載されていますが、自治会規約13条-3に監事への役職長、副役職長の規定はありません。

(2021 役員会見解)

ご指摘の通りで、2021年度としてはすでに訂正されております。

10. (2020 年度意見)

ブロックの世帯数が少なく不公平だと思います。

(2021 役員会見解)

ブロックの自治会会員世帯数が著しく少なく不公平となった場合には役員会で議論し是正を検討すべきと考えております。2021年度は会員の減少が著しいフレッシュキよみ野を取り上げて是正対策を検討しております。



## 1 1. (2020 年度意見)

支出の部の一番下に「予備費」がありますが、本項目は 2015 年度収支予算書で「新規の委員会の助成金」：や「パソコン購入費」を規定して追加しました。

しかし、毎年未使用のため、「予備費」は使用用途が不明で使用できないと考えています。そのため、来年度の予算作成時には、「予備費」はやめて、必要な項目（例：新規委員会助成金）など、用途を明確化した方が良くと思いました。今回の追加の「デジタル化推進費」のように。

(2021 役員会見解)

今期予算にあります「デジタル化推進費」のように計上することによって課題解決に向けての行動が具体的に起こせることは確かです。今後とも予算が必要であれば具体的な予算計上を致します。ただ、予算書にない費目で支出せざるを得ない場合の一定額の「予備費」の計上は必要かと考えます。今年度の予備費は前年度の自治会等活動補助金の市への返金に充てております。